

(新たな飼い主用)

小動物管理センター・県福祉保健所から犬猫を譲り受ける方へ
※高知市内で保護等された犬猫を除きます

令和7年度高知県不妊去勢手術等実施事業

『譲渡犬猫の不妊去勢等費用助成制度』

～ ご 利 用 の 手 引 き ～

申請受付締切：

譲渡日の翌月の月末

2月、3月に犬猫を譲り受ける方

令和8年3月10日（月）

令和7年4月

高知県 健康政策部 薬務衛生課

目次

- 1 助成制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 制度利用の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 3 よくあるご質問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 4 書類の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 5 クーポン券が使える県契約動物病院の一覧・・・・・・ 8 ページ
- 6 お問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

巻末 高知県不妊去勢手術等実施申請書

1 助成制度の概要

令和7年度、県では、小動物管理センター及び県福祉保健所に収容された犬猫の譲渡を進め、譲渡した犬猫がモデルとなり繁殖制限措置等の普及啓発を図るため、譲渡された犬猫の不妊去勢手術等費用の助成を行います。

(クーポン券方式)

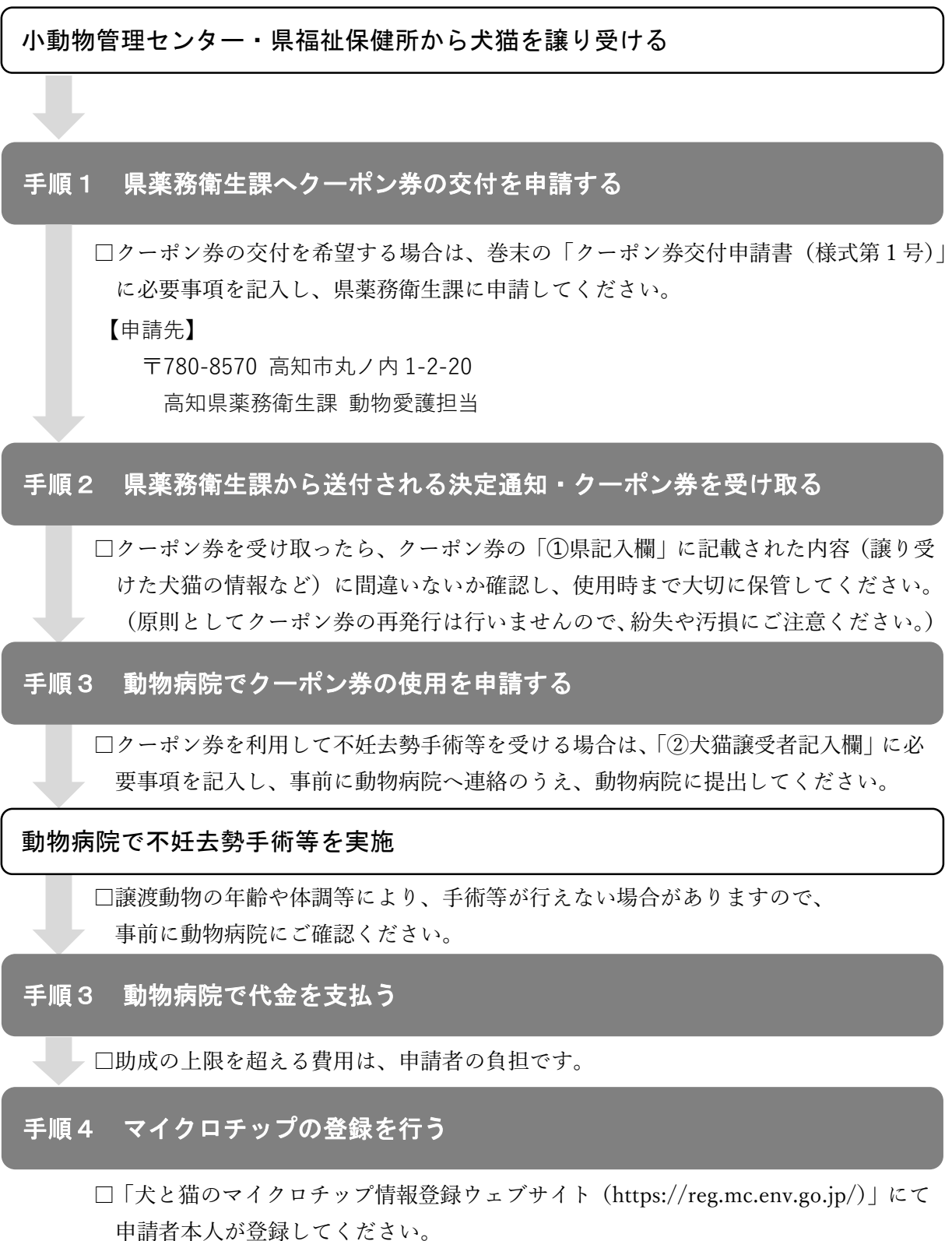
助 成 対 象 犬 猫	○令和7年度に、小動物管理センター及び県福祉保健所（安芸、中央東、中央西、須崎、幡多の5カ所）から譲渡された犬猫（高知市内で保護等された犬猫を除く）。令和6年度に譲渡された犬猫については、令和6年8月1日以降に譲渡され、令和6年度の当事業への申請していたもの。																												
助 成 の 内 容	○小動物管理センター及び県福祉保健所から助成対象犬猫を譲り受けた方は、不妊去勢手術等のクーポン券の交付を申請することができます。 ○クーポン券を使って不妊去勢手術・ワクチン接種等を行うと、下表の区分に応じて費用の助成が受けられます。なお、実際にかかった費用が上限額に達しなかった場合は、実際にかかった額が助成額となります。 <table><tr><td></td><td>区分</td><td>助成上限額 （1頭あたり）</td></tr><tr><td rowspan="5">犬</td><td>検便</td><td>600 円</td></tr><tr><td>フィラリア抗原検査</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>不妊手術（メスの場合）</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>去勢手術（オスの場合）</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>混合ワクチン接種（7種以上）</td><td>7,500 円</td></tr><tr><td rowspan="5">猫</td><td>検便</td><td>600 円</td></tr><tr><td>猫エイズ・白血病検査</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>不妊手術（メスの場合）</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>去勢手術（オスの場合）</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>混合ワクチン接種（3種以上）</td><td>4,000 円</td></tr><tr><td>犬 猫</td><td>マイクロチップ装着</td><td>3,000 円</td></tr></table>		区分	助成上限額 （1頭あたり）	犬	検便	600 円	フィラリア抗原検査	3,000 円	不妊手術（メスの場合）	30,000 円	去勢手術（オスの場合）	20,000 円	混合ワクチン接種（7種以上）	7,500 円	猫	検便	600 円	猫エイズ・白血病検査	4,000 円	不妊手術（メスの場合）	20,000 円	去勢手術（オスの場合）	10,000 円	混合ワクチン接種（3種以上）	4,000 円	犬 猫	マイクロチップ装着	3,000 円
	区分	助成上限額 （1頭あたり）																											
犬	検便	600 円																											
	フィラリア抗原検査	3,000 円																											
	不妊手術（メスの場合）	30,000 円																											
	去勢手術（オスの場合）	20,000 円																											
	混合ワクチン接種（7種以上）	7,500 円																											
猫	検便	600 円																											
	猫エイズ・白血病検査	4,000 円																											
	不妊手術（メスの場合）	20,000 円																											
	去勢手術（オスの場合）	10,000 円																											
	混合ワクチン接種（3種以上）	4,000 円																											
犬 猫	マイクロチップ装着	3,000 円																											

クーポン券を 使用できる 動物病院	○クーポン券は、県が契約している動物病院で使用できます。（８～９ ページに動物病院のリストを掲載しています。） ※動物病院により実施できる項目が異なりますのでご注意ください。
クーポン券の 交付申請 受付期間	○クーポン券の交付申請受付期間は、 <u>次のいずれか早い日まで</u> です。 ・ 譲渡日の翌月の月末 ・令和８年３月１０日（火） ○予算には限りがあります。申請が令和７年度予算の上限に達した場 合は、受付期間内であってもクーポン券を交付できないことがあり ますので、ご了承ください。
クーポン券の 有効期限	○交付されたクーポン券の有効期限は次のいずれか早い日までです。 ・交付日から８か月後の日が属する月の月末 ・令和８年３月１５日（日）
注 意 事 項	○助成を受けるためには、原則クーポン券に記載してあるすべての施 術項目を行う必要があります。 ○クーポン券を分割し、異なる動物病院で使用することはできません。 ○混合ワクチン接種費用のクーポン券は、幼齢等により、県収容中に 混合ワクチンが接種されなかった犬猫にのみ交付されます。 ○クーポン券の換金、売買、第三者への譲渡等はできません。 ○この制度に関して不正な行為があった場合、クーポン券や助成され た費用を返還していただくことがあります。

★飼い主の責務（動物の愛護及び管理に関する法律第７条より）

- その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、健康と安全を保持し、他人への迷惑を防ぐ
- 動物の病気について正しい知識を持ち、予防に努める
- 逃げ出したり、迷子にさせない対策をとる（逸走防止）
- その命を終えるまで適切に飼う（終生飼養）
- 増えすぎて管理ができなくなるよう繁殖の制限を行う
- 自分の飼っている動物とわかるよう所有明示をする（マイクロチップ装着）

2 制度利用の流れ



3 よくあるご質問と回答

問1 クーポン券の交付は、どこに申請すればよいですか？

答1 県薬務衛生課に申請してください。県薬務衛生課の所在地等は10ページのお問い合わせ先をご確認ください。

問2 クーポン券は、どんな犬や猫に対しても発行されますか？

答2 令和7年度に、小動物管理センター及び県福祉保健所（安芸、中央東、中央西、須崎、幡多の5カ所）から譲渡された犬猫（高知市内で保護等された犬猫を除く）。令和6年度に譲渡された犬猫については、令和6年8月1日以降に譲渡され、令和6年度の当事業への申請していたものに対して発行されます。

問3 クーポン券はどんな犬や猫に対しても使用できますか？

答3 クーポン券の交付対象となった犬猫（クーポン券の「①県記入欄」に記載されている犬猫）に限ります。

問4 クーポン券は、どこの動物病院で使えますか？

答4 県内の県契約動物病院です。8～9ページの県契約動物病院一覧でご確認ください。

問5 クーポン券に有効期間はありますか？

答5 クーポン券の交付が決定された日から次のいずれか早い日まで有効です。

- ・譲渡日から8か月後の日が属する月の月末
- ・令和8年3月15日（日）

ただし、譲渡した犬猫の月齢や体調等により、上記の期限が難しい場合、県薬務衛生課まで事前にご相談ください。県が適正と認める期間については、有効期限の延長や次年度同事業が行われる場合の再申請が可能とされることがあります。

※クーポン券がお手元に届いてから動物病院の受診をお願いします。

問6 クーポン券は、不妊去勢手術以外（狂犬病予防注射や病気・ケガの治療など）にも使用できますか？

答6 使用できません。

問7 クーポン券を紛失したのですが、再発行してもらえますか？

答7 原則として再発行は行いませんので、紛失や汚損に注意してください。また、クーポン券は切り取らずにご使用ください。

問8 クーポン券は、犬の8種以上の混合ワクチン接種に使用できますか。

答8 獣医師が8種以上の混合ワクチンの接種の必要を認めた場合使用可能です。ただし、混合ワクチン接種の助成の上限は、7種の混合ワクチンと同様7,500円です。

問9 クーポン券は、猫の4種以上の混合ワクチン接種に使用できますか。

答9 獣医師が4種以上の混合ワクチンの接種の必要を認めた場合使用可能です。ただし、混合ワクチン接種の助成の上限は、3種の混合ワクチンと同様4,000円です。

問 10 検便、フィラリア抗原検査（猫の場合は猫エイズ・白血病検査）、不妊去勢手術、マイクロチップ装着、混合ワクチン接種といった異なる施術項目をそれぞれ別の動物病院で使用できますか。

答 10 できません。クーポン券 1 枚につき、1 つの県契約動物病院でのみ使用が可能です。

問 11 検便、フィラリア抗原検査（猫の場合は猫エイズ・白血病検査）、不妊去勢手術、マイクロチップ装着、混合ワクチン接種といった異なる施術項目を、同じ動物病院内で、それぞれ別の日に使用できますか。

答 11 使用可能です。県契約動物病院にご相談のうえ、実施日を設定してください。その場合、クーポン券は県契約動物病院へお預けください。なお、クーポン券の有効期間内に実施できなければ助成の対象外となりますので、ご注意ください。

問 12 マイクロチップの登録を動物病院で行うことはできますか。

答 12 できません。譲渡動物へ装着されたマイクロチップの登録は、飼い主自身が「犬と猫のマイクロチップ情報登録ウェブサイト (<https://reg.mc.env.go.jp/>)」にて行ってください。

問 13 市町村が実施する犬猫の不妊去勢手術助成制度等を併用して利用することはできますか？

答 13 市町村によって取り扱いが異なります。詳しくは市町村の担当課にお問い合わせください。

問 14 不妊去勢手術を行いたくないので、検便や混合ワクチン接種のみの施術を希望します。

答 14 原則、クーポン券に記載のある施術項目すべてを行えない場合、助成金は支払われません。しかし、高齢や病気など健康上の理由により不妊去勢手術を行えないと獣医師が判断した場合、不妊去勢手術以外の施術項目をすべて行った場合に助成金が支払われます。獣医師から施術を行えない理由の説明を受けてください。

問 15 マイクロチップを装着させたくありません。

答 15 原則、クーポン券に記載のある施術項目すべてを行えない場合、助成金は支払われません。令和元年の改正動物愛護法には、マイクロチップの装着義務が明記されました。県に収容される犬猫の多くは、マイクロチップが装着されていないばかりに、元の飼い主のところへ帰ることができませんでした。二度とそのような目に遭わさないためにも、マイクロチップの装着・登録をお願いします。

4 書類の記入例

令和7年度高知県不妊去勢手術等実施申請書

令和6年4月13日

高知県知事 様

〒780-8570

申請者 住所 高知市丸ノ内1丁目2番20号

氏名 高知県庁 太郎

電話番号 (日中に連絡のとれる番号)

090-0000-▲▲▲▲

高知県から譲渡された犬又は猫にかかる不妊去勢手術等について、高知県不妊去勢手術等実施要綱第5条の規定により、同要綱による不妊去勢手術等の実施を申請します。

なお、申請するにあたり、下記2の同意事項について同意します。

記

1 譲渡動物情報

管 理 番 号	1ADM2103▲▲	譲 渡 日	令和6年4月13日
種 別	☒ 犬 ・ ☐ 猫	毛 色	茶
種 類	☒ 雑種 ☐ その他 ()		
年 (月) 齢	3歳 か月 (推定の場合あり)		
性 別	☐ オス ・ ☒ メス ・ ☐ 不妊去勢手術済		

2 同意事項

- ・ 狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、適正に飼養する。
- ・ 県の助成額は、1頭当たり下表の金額を上限とし、これ以外の項目及びこれを超える費用は申請者である犬猫譲受者の負担となる。

犬	猫
検便 600 円	検便 600 円
フィラリア抗原検査 3,000 円	猫エイズ・白血病検査 4,000 円
不妊手術 (メスの場合) 30,000 円	不妊手術 (メスの場合) 20,000 円
去勢手術 (オスの場合) 20,000 円	去勢手術 (オスの場合) 10,000 円
マイクロチップ装着 3,000 円	マイクロチップ装着 3,000 円
混合ワクチン接種(7種以上) 7,500 円	混合ワクチン接種(3種以上) 4,000 円
幼齢等により県収容中にワクチン接種できなかった犬のみ	幼齢等により県収容中にワクチン接種できなかった猫のみ

- ・ 獣医師の判断により、譲渡動物の年齢や体調等の理由で手術等を行えない場合がある。
- ・ 県は、手術等により生じた問題及び手術後に生じた問題について責任を負わない。

4 書類の記入例

令和7年度高知県不妊去勢手術等実施事業		クーポン券番号			
クーポン券 犬・不妊手術等用		有効期限 令和7年12月31日まで			
① 県記入欄	犬譲受者 <u>高知県庁 太郎</u> 様				
	高知県から貴院に譲渡した下記の犬について、繁殖制限手術等用クーポン券を交付します。				
	管理番号	1ADM2103▲▲	性別	メス	
	年(月) 齢	推定 3歳	毛色	茶	
	交付日: 令和7年4月15日				
	高知県知事 濱田 省司				
② 犬譲受者記入欄	動物病院長 様				
	上記の犬に対する繁殖制限手術等について、高知県から交付されたクーポン券を使用します。				
	クーポン券使用日	令和7年4月22日	来院者氏名	高知県庁 太郎	
	(※来院者と犬猫譲受者が異なる場合は、委任にかかる署名が必要です)				
	私は、譲り受けた犬の受診及びクーポン券の使用を上記の者に委任します。				
	(署名) _____				
③ 動物病院記入欄	高知県知事 様				
	上記の犬に繁殖制限手術等を実施したため、使用したクーポン券充当額を報告します。				
		検便	フィラリア 抗原検査	不妊手術	マイクロチップ 装着
	実施日	令和7年4月22日	令和7年4月22日	令和7年5月20日	令和7年5月20日
	実施費用	800円	3,500円	30,000円	3,000円
	クーポン券充当額	(上限600円) 600円	(上限3,000円) 3,000円	(上限30,000円) 25,000円	(上限3,000円) 2,600円
	実施できなかった理由	☐ 健康上の理由 ☐ 既に実施済	☐ 健康上の理由 ☐ 既に実施済	☐ 健康上の理由 ☐ 幼齢のため ☐ 既に実施済	☐ 健康上の理由 ☐ 幼齢のため ☐ 既に実施済
	☐ 犬譲受者へマイクロチップ装着証明書を発行しました。				
	MC番号: _____				
	病院名: _____				
院長または担当獣医師氏名: _____					
注意事項	●原則すべての項目の実施が必要です。 ●クーポン券は切り離さないでください。 ●犬の体調等により有効期限内の手術が難しい場合は、必ず有効期限内にご相談ください。		<お問合せ先> 高知県健康政策部薬務衛生課 電話 088-823-9673 (平日 8:30-12:00/13:00-17:15)		
					

5 クーポン券が使える県契約動物病院の一覧

令和7年度 高知県不妊去勢手術等実施委託業務 県契約動物病院一覧表

犬

No	動物病院名	所在地	電話番号
1	清岡動物病院	安芸市矢ノ丸 2-2-12	0887-35-4131
2	安芸動物病院	安芸市川北乙 67	0887-35-6540
3	岡本動物病院	香美市土佐山田町楠目 3648-3	0887-53-2681
4	さくら動物病院	香美市土佐山田町北組西 482-12	0887-57-0308
5	ゆずの木どうぶつ病院	南国市陣山 180-1	088-856-7527
6	なんごくアニマルクリニック	南国市篠原 1800-1	088-863-0039
7	南国ひまわり動物病院	南国市大堀乙 640-3	088-863-3150
8	テラ動物病院	香南市野市町西野 2359-5	0887-52-8272
9	サムアニマルクリニック	高知市介良甲 871-1	088-856-5262
10	かもはら動物病院	高知市薊野東町 1-53	088-846-0527
11	さくらいペットクリニック	高知市桜井町 1-8-35	088-856-8790
12	栈橋動物病院	高知市百石町 2 丁目 33-31	088-831-5830
13	ゴン動物病院	高知市高見町 453-1	088-833-8981
14	きたむら動物病院	高知市北川添 24-27	088-880-5123
15	きくち動物病院	高知市和泉町 3-18	088-802-3525
16	木村どうぶつ病院	高知市前里 294-1	088-823-8610
17	松宮動物病院	高知市宝町 28-3	088-873-8188
18	アंक犬猫病院	高知市東久万 83 番地	088-855-8412
19	はまだ動物病院	高知市福井東町 31-7	088-821-8897
20	市村動物病院	高知市鴨部 2 丁目 22-3-4	088-844-5963
21	ハイジア動物病院	高知市朝倉己 138-9	088-840-4202
22	アミール動物病院	高知市朝倉西町 1 丁目 8-6 ロイヤルファミーユ 101	088-879-6303
23	神田アニマルクリニック	高知市神田 1408-5	088-856-8856
24	アッシュ動物病院	土佐市中島 330 番地 1	088-855-8735
25	多和動物病院	四万十市具同 3244-4	0880-37-0296
26	すみた動物病院	宿毛市幸町 5-3	0880-63-2286
27	松田動物病院	宿毛市宿毛 5378-28	0880-62-0720
28	アリスペットクリニック	高知市朝倉甲 137-10	088-840-7741

猫

No	動物病院名	所在地	電話番号
1	清岡動物病院	安芸市矢ノ丸 2-2-12	0887-35-4131
2	安芸動物病院	安芸市川北乙 67	0887-35-6540
3	岡本動物病院	香美市土佐山田町楠目 3648-3	0887-53-2681
4	さくら動物病院	香美市土佐山田町北組西 482-12	0887-57-0308
5	ゆずの木どうぶつ病院	南国市陣山 180-1	088-856-7527
6	なんごくアニマルクリニック	南国市篠原 1800-1	088-863-0039
7	南国ひまわり動物病院	南国市大堀乙 640-3	088-863-3150
8	テラ動物病院	香南市野市町西野 2359-5	0887-52-8272
9	サムアニマルクリニック	高知市介良甲 8 7 1 - 1	088-856-5262
10	かもはら動物病院	高知市薊野東町 1-53	088-846-0527
11	高須介良犬猫病院	高知市高須東町 14-4	088-821-6427
12	さくらいペットクリニック	高知市桜井町 1-8-35	088-856-8790
13	栈橋動物病院	高知市百石町 2 丁目 33-31	088-831-5830
14	ゴン動物病院	高知市高見町 453-1	088-833-8981
15	きたむら動物病院	高知市北川添 24-27	088-880-5123
16	きくち動物病院	高知市和泉町 3-18	088-802-3525
17	木村どうぶつ病院	高知市前里 294-1	088-823-8610
18	松宮動物病院	高知市宝町 28-3	088-873-8188
19	アंक犬猫病院	高知市東久万 83 番地	088-855-8412
20	竹村動物病院	高知市中万々 146-16	088-824-5145
21	はまだ動物病院	高知市福井東町 31-7	088-821-8897
22	市村動物病院	高知市鴨部 2 丁目 22-3-4	088-844-5963
23	ハイジア動物病院	高知市朝倉己 138-9	088-840-4202
24	アミール動物病院	高知市朝倉西町 1 丁目 8-6 ロイヤルファミーユ 1 0 1	088-879-6303
25	神田アニマルクリニック	高知市神田 1408-5	088-856-8856
26	アッシュ動物病院	土佐市中島 330 番地 1	088-855-8735
27	多和動物病院	四万十市具同 3244-4	0880-37-0296
28	すみた動物病院	宿毛市幸町 5-3	0880-63-2286
29	松田動物病院	宿毛市宿毛 5378-28	0880-62-0720
30	つき動物往診所・にじのはしス ペイクリニック高知分院	四万十市古津賀 1 丁目 114	050-3700-5239
31	アリスペットクリニック	高知市朝倉甲 137-10	088-840-7741

6 お問い合わせ先

(1) 助成制度全体に関すること

○高知県薬務衛生課 動物愛護担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話：088-823-9673

FAX：088-823-9264

ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/131901/>

E-mail：131901@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 譲渡犬猫や譲渡手続きに関すること

○中央小動物管理センター

〒780-8021 高知市孕東町56-2

電話：088-831-7939

FAX：088-831-7953

○中村小動物管理センター

〒787-0010 四万十市古津賀3069-4

電話：0880-34-6252

FAX：0880-34-6252

令和 7 年度高知県不妊去勢手術等実施申請書

高知県知事 様

年 月 日

〒 ー

申請者 住所

ふりがな
氏名

電話番号 （日中に連絡のとれる番号）

高知県から譲渡された犬又は猫にかかる不妊去勢手術等について、高知県不妊去勢手術等実施要綱第 5 条の規定により、同要綱による不妊去勢手術等の実施を申請します。

なお、申請するにあたり、下記 2 の同意事項について同意します。

記

1 譲渡動物情報

管 理 番 号		譲 渡 日	年 月 日
種 別	☐ 犬 ・ ☐ 猫	毛 色	
種 類	☐ 雑種 ☐ その他（ ）		
年（月） 齢	歳 か月（推定の場合あり）		
性 別	☐ オス ・ ☐ メス ・ ☐ 不妊去勢手術済		

2 同意事項

- ・ 狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、適正に飼養する。
- ・ 県の助成額は、1 頭当たり下表の金額を上限とし、これ以外の項目及びこれを超える費用は申請者である犬猫譲受者の負担となる。

犬		猫	
検便	600 円	検便	600 円
フィラリア抗原検査	3,000 円	猫エイズ・白血病検査	4,000 円
不妊手術（メスの場合）	30,000 円	不妊手術（メスの場合）	20,000 円
去勢手術（オスの場合）	20,000 円	去勢手術（オスの場合）	10,000 円
マイクロチップ装着	3,000 円	マイクロチップ装着	3,000 円
混合ワクチン接種（7 種以上）	7,500 円	混合ワクチン接種（3 種以上）	4,000 円
幼齢等により県収容中にワクチン接種できなかった犬のみ		幼齢等により県収容中にワクチン接種できなかった猫のみ	

- ・ 獣医師の判断により、譲渡動物の年齢や体調等の理由で手術等を行えない場合がある。
- ・ 県は、手術等により生じた問題及び手術後に生じた問題について責任を負わない。